

とみおか

2018.3月 お知らせ版

Tomioka photo album



町立富岡幼稚園卒園式(2009年3月18日撮影)

犯罪に対する抑止力を高めるために 家庭用防犯カメラ設置費用を補助

【対象者】

富岡町内に自らが所有する住宅または貸家にお住まいで、町へ「町内居住届出」を提出された方。

【対象経費】

- ・防犯カメラ本体及び設置工事費
- ・画像データを保存する装置等の代金(スマートフォン等は対象外)
- ・カメラ設置の表示に係る費用

【補助金額】 上限5万円まで

【申請時提出書類】

設置終了後に下記書類を提出してください。

- ①交付申請書兼領収書
 - ②税金滞納等、調査に係る同意書
 - ③防犯カメラのカタログ
 - ④設置場所の写真、見取り図
 - ⑤領収書、内訳のわかる明細書等
- ※①②の書類は役場窓口または町ホームページで取得してください。

問・申請先 生活環境課 消防交通係

野生動物由来の 感染症にご注意ください

イノシシやハクビシンなどの野生動物が持つ病気は、人にも感染する場合があります。接触をしないよう十分にお気をつけください。

■かいせん病(疥癬病)

「ヒセンダニ」という目に見えないダニが感染源で、動物の皮膚に寄生します。特にタヌキへの寄生が多く、キツネやハクビシンなどにも感染します。人にも感染しますが一時的に痒くなる程度で済むことがほとんどです。

■ウイルス感染症

E型肝炎ウイルス、日本脳炎ウイルス、豚インフルエンザウイルスなど、イノシシから人へ感染する可能性のあるウイルスが報告されています。

野生動物には絶対に触れず、「感染症を持っているかもしれない」という意識を常にお持ちください。

問産業振興課 農林水産係

平成29年度 新町行政区通常総会開催のお知らせ

新町行政区の通常総会を、下記のとおり開催いたします。多くの皆様のご出席をお願いいたします。

【日時】 平成30年4月20日(金) 11:00~15:00

【場所】 富岡町役場いわき支所敷地内 多目的集会施設
(いわき市平北白土字宮前8 ☎0246-88-1987)

【議事】 ①平成29年度事業及び会計報告 ②役員改選 ③その他

【出欠】 昼食の準備の都合上、出席の有無を4月5日(木)まで区長、または副区長へ電話でご連絡をお願いします。

※各戸への郵送通知は行いませんのでご了承ください。

【連絡先】 区長 三瓶 幸子 ☎090-5183-8682

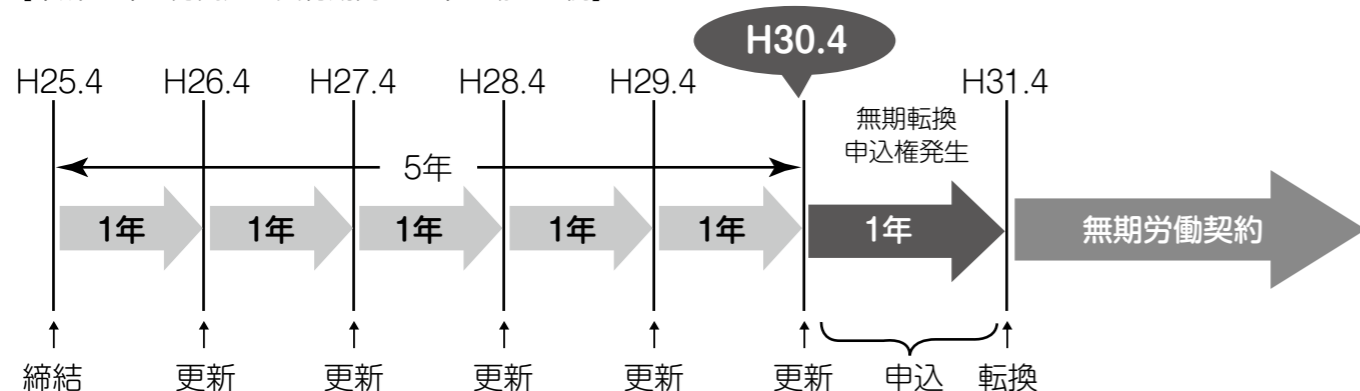
副区長 鹿股登美子 ☎090-7567-1035

労働契約法改正による有期契約労働者の無期転換について 平成30年4月から、無期労働契約への転換申し込みが本格化します！

◇無期労働契約への転換とは

有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えた時は、労働者の申し込みにより期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できるルールです。通算5年のカウントは、平成25年4月1日以降に締結した有期労働契約から開始します(労働契約法第18条：平成25年4月1日施行)。

【平成25年4月開始で契約期間が1年の場合の例】



※無期労働契約の労働条件(職務、勤務地、賃金、労働時間など)は、別段の定めがない限り直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途就業規則等の改正などが必要です。

【対象となる方】

雇用されている方のうち、原則として契約期間に定めがある有期労働契約が5年を超えるすべての方が対象で、契約社員・パート・アルバイトなどの名称は問いません。

※労働契約法第22条の規定により、国家公務員及び地方公務員は適用除外となります。

☎福島労働局雇用環境・均等室 ☎024-536-4609

または、無期転換ポータルサイトをご覧ください

<http://muki.mhlw.go.jp/>

医療費一部負担金免除期間の延長について

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う、平成30年3月1日以降の国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療被保険者の医療費に係る一部負担金の免除措置が、平成30年7月31日まで延長となりました。免除証明書は2月19日に簡易書留で発送いたしましたので、対象となる方はご確認ください。

なお、「平成28年分の所得が600万円を超える上位所得世帯(帰還困難区域の世帯を除く)」並びに「平成28年分住民税未申告者がいる世帯(後期高齢者を除く)」は平成29年9月30日で免除が終了となり、また、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う被災を受けていない方が転入により町内で世帯を形成しても、免除の対象になりませんのでご注意ください。

免除対象者	免除期間
平成28年分の所得が600万円以下の世帯 または、帰還困難区域の世帯	平成30年7月31日まで免除継続

※国保加入の住民税未申告者がいる世帯には免除証明書を送付していませんが、申告により国保加入者合計所得が600万円以下となる場合は、免除継続となります。

※お勤め先の健康保険等に加入されている方は、勤務先または保険証に記載されている保険者へお問い合わせください。

☎健康福祉課 国保年金係

双葉郡立勿来診療所が開所します

平成30年4月17日より、双葉郡立勿来診療所が開所します。

【住所】

いわき市勿来町酒井青柳16(勿来酒井団地内)

【管理者】

双葉郡医師会 会長 堀川 章仁 医師

【診察日・時間】

毎週 火曜日・木曜日

午前 9:00~12:00 午後 13:00~16:30

【診療科】

内科・歯科

☎双葉地方広域市町村圏組合
診療所設置室
☎0240-22-3333



仮設住宅・借上げ住宅の適正使用について

仮設住宅及び借上げ住宅は、災害救助法に基づき被災者の一時的な居住の安定を図るために提供されているものです。

新たに住宅を確保された方(県営復興公営住宅、町営災害公営住宅、自費による民間賃貸住宅への入居も含む)や町内の自宅等に戻られた方は、速やかに退去の手続きを行ってください。

なお、下記のような居住以外の利用は認められておらず違法となりますので、法律の趣旨に基づき適正な使用をお願いします。

- ①荷物置き場(物置)としての利用
- ②週末や休暇期間など、一時的な宿泊場所や休憩所としての利用
- ③入居登録者から他者(知人、会社の従業員等)への転貸
- ④複数の応急仮設住宅、借上げ住宅の利用
- ⑤その他、居住以外での利用

【仮設、借上げ住宅に関するお問い合わせ】

- ・住民課 避難生活支援係
- ・いわき支所住宅支援係
- ・郡山支所住宅支援係

避難指示解除区域における被災家屋等解体申請受付期限

現在環境省で実施している被災家屋等解体申請(帰還困難区域を除く)の受け付け期限が、下記のとおりとなっております。

所有する家屋等の解体を希望される場合は、期限までに受け付け窓口へ申請してください。

なお、申請にあたり添付書類等が必要となりますので、各窓口にお問い合わせください。

※詳細は広報3月号に同封のチラシをご覧ください。

解体申請受付期限：平成30年3月30日

家屋等の解体及び廃棄物等に関する問い合わせ先

環境省 福島地方環境事務所 県中県南支所

☎024-983-0610

平日 8:30~17:15

(土日祝日を除く)

被災家屋等解体受付窓口

【富岡町役場内】

☎0120-700-373

受付時間 8:30~17:15

(土日祝日を除く)

【富岡町役場いわき支所内】

☎0120-662-550

受付時間 8:30~17:15

(土日祝日を除く)

【富岡町役場郡山支所内】

☎0120-629-550

受付時間 8:30~17:15

(土日祝日を除く)

平成30年3月26日(月)

富岡労働基準監督署とハローワーク富岡
富岡町内(震災前の所在地)で業務を再開

■富岡労働基準監督署
〒979-1112
富岡町中央2丁目104
☎0240-22-3003(代表)

■ハローワーク富岡
〒979-1111
富岡町大字小浜字大膳町109-1
☎0240-22-3121(代表)

消防署からのお知らせ

春季全国火災予防運動(3/1~3/7)

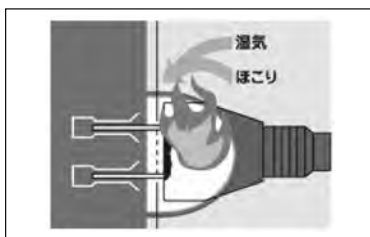
火災が一番多い時期です。身近な火災対策を万全にお願いします!

【火災予防のポイント!】

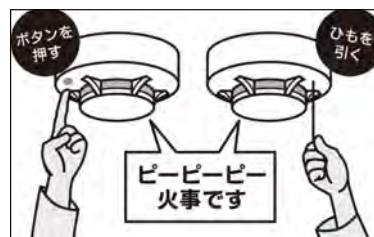
◆寝たばこやたばこのポイ捨てはやめましょう。(時間がたってから出火することがあります)



◆コンセントはホコリを取り除きましょう。(特に冷蔵庫やテレビの裏はホコリが溜りやすい箇所です)



◆住宅用火災警報器の点検をしましょう。(音が鳴らなければ、電池切れか故障しています)



◆ストーブには、燃えやすいものを近づけない。(就寝中に寝返りをして、布団が電気ストーブに触れて出火した事例があります)



【インフルエンザが流行中!】

◆しっかり食事・しっかり睡眠・しっかり加湿をお願いします。(うがい、手洗いも忘れず!)



火事と救急は119番

<消防に関するお問い合わせ先>

◇双葉消防本部 通信指令係



発行/富岡町
編集/富岡町役場企画課広聴広報係

〒979-1192 福島県双葉郡富岡町大字本町字玉塚622-1
TEL:0240-22-2111 FAX:0240-22-0899

富岡町公式ホームページ <http://www.tomioka-town.jp/>
富岡町公式フェイスブック <http://www.facebook.com/town.tomioka.fukushima>
どっぴー公式フェイスブック <http://www.facebook.com/tomippi/>

Eメールは富岡町公式ホームページの「メールはこちら」をクリックし、各課までお送りください。



この印刷物は、FSC®の基準に従って認証され、適切に管理された森からの木材を含んだ用紙を使用して印刷しています。